

氏 名 森 本 一 彦

学位（専攻分野） 博士(学術)

学 位 記 番 号 総研大甲第643号

学位授与の日付 平成15年3月24日

学位授与の要件 文化科学研究科 国際日本研究専攻

学位規則第4条第1項該当

学 位 論 文 題 目 半檀家にみる「家」の歴史的展開—宗門改帳の数量的分析

論 文 審 査 委 員 主 査 教授 小松 和彦  
教授 笠谷 和比古  
助教授 落合 恵美子  
名誉教授 森岡 清美（東京教育大学）  
教授 森 謙二（茨城キリスト教大学）

日本社会では家が非常に影響力を持っているというイメージが描かれている。しかし、その一方で人類学や民俗学の成果として家の通念に反する慣行の発掘が行われてきたのであった。本論文は近世に成立する家を入家者に注目して分析した。たとえば、半檀家・つまどい婚・位牌の分牌などがそれにあたる。そのような家の通念に反する事例を分析することによって家の以前の家族・親族、家の成立・解消の歴史の変遷を究明することが可能となると思われる。

本論文では半檀家を分析対象とした。半檀家は家の構成員によって檀那寺を異にする慣行である。半檀家を分析するための資料としては宗門改帳を使用した。宗門改帳を使用することで、歴史の変遷を時系列に追え、数量的分析が可能になるメリットがある。従来考えられていた家の通念では、入家者は家に従属するとされたが、半檀家では生家の檀那寺を持ち込むことがあり、生家との関係性の強さがあらわれていることが分かる。

半檀家は宗門改帳が作成される近世初期にみられるが、入家者が生家の檀那寺を持ち込むのはそれ以前の慣行が影響していると思われる。ただし、子どもへの継承は、宗門改帳の作成が要求されたことにより、男女別や父系的な継承として記載される。半檀家の社会的な背景は、宗門改制度以前にあったと思われるが、宗門改帳の記載によって半檀家の近世的成立があったと言える。しかし、それらの記載は、実態にあわないことから機械的な継承は崩れることになる。そこには子どもへ何としても上位世代の檀那寺を継承させようとする意識が見える。

このような半檀家も歴史の変遷を経て、一家一寺へと変化するが、それは宗門改の事務的な問題が大きかった。寺檀争論の中で盛んにそのことが主張される。一方、寺側の主張からは、半檀家における正当性は名跡や跡式によることが伺える。半檀家が単なる寺檀関係にとどまらず、経済的な意味合いをもち、継承と密接な関係を持っていたことが見えてきた。つまり、半檀家の社会的成立要因として、入家者が単に檀那寺を持ち込むだけでなく、その背後に名跡や跡式といった経済基盤の継承があったと言える。

一家一寺の流れの中で、半檀家は家付き半檀家として残存することになる。持込み半檀家から家付き半檀家へ変化したのである。つまり、半檀家の質的变化であった。家付き半檀家は、一家一寺の準備段階であり、持込まれた先祖はその家に取り込まれていく。

現代からみると、半檀家は、奇異な慣行として捉えられるが、それは複数の系譜をたどる先祖を同時に祭祀することへの違和感からである。われわれがもつ単系的な先祖観は、入家者が祭祀すべき先祖を持ち込む近世における持込み半檀家を特殊な慣行として捉えている。しかし、現代人との感覚のズレは、持込み半檀家から家付き半檀家への転換、さらに一家一寺への転換するという歴史の変遷を経て形成された。その後の明治民法の制定によって、一家しての先祖祭祀が完成する。その結果、われわれは1系統の先祖を祭祀することを当然と考えるようになったのである。

このような先祖観を持っているということは、われわれが明治民法にみられる先祖祭祀を中心とする家の影響を受けていることの証しでもある。そのような影響は、我々だけではなく、有賀・喜多野論争などの学術的議論の中にも反映している。それらの議論はあくまでも明治民法における先祖祭祀を中心とした家が前提になっていたのである。

柳田国男が『先祖の話』に論述した死者の魂は浄化されて、没個性的な先祖へとまつりあげられると想定される抽象的な先祖祭祀もまさに近代に作られたものであった。そして、そのよ

うな先祖は、村の氏神へとつながるものとされ、すべての慣行が先祖へつながると考えられたが、柳田は決して学術研究としてこれらの先祖観を述べたのではなかった。彼が目指したのはあくまでも経世済民の学であって、何が人々に重要であるのかを考慮して、啓蒙的に論述したのである。森岡清美は柳田の先祖観が初期から戦中・戦後と変化していたが、初期の柳田は近視である死者の霊を対象としていたのに対して、『先祖の話』では非常に抽象的な先祖が書かれた。柳田民俗学の本質であったと言える。

家を単位とした単系的先祖観は、近世中後期における持込み半檀家から家付き半檀家や一家一寺への転換によって準備された。そして、明治民法制定によってその方向付けがなされた。そして、戦後の新民法によって、先祖祭祀を中心とする家が解体するとともに単系的先祖観も解消するはずであったが、柳田を中心とした先祖論によって強化され、われわれが抱く伝統的先祖観になっている。

そのような先祖観が形成される以前には、持込み半檀家が存在していて、入家者が先祖を持込む状況が存在した。家単位でみれば、複数の系統の先祖を祭祀する状況が展開していた。しかし、それは家が先祖祭祀の義務を負っていたのではなく、あくまでもある個人に先祖祭祀の義務が負わされていた。その根拠は先祖祭祀のための経済基盤であり、分割相続にもなって先祖祭祀の義務も分割され、移動していたのである。

近世における半檀家の展開は、われわれに家以前の家族・親族のあり方を示すとともに、それに付随する先祖観の変化を示している。

そのことからみると、半檀家が持込み半檀家から家付き半檀家へと変化することは、先祖祭祀を中心とする家の成立であり、明治民法の制定によって、近世からの家の先祖祭祀がより強化されたと言える。柳田国男などの民俗学者が抽象的な先祖を強調してきたことは、近世に半檀家的なものを認めた先祖祭祀から、近代に入ると完全に家の先祖祭祀に統一されたことの表れであったし、また柳田の論調が先祖祭祀与えた影響も大きかったことを意味する。

本論文では、半檀家の分析を通じて、その解消の過程のなかで、先祖祭祀を中心とする明治の家がどのように成立したのかという見通しを述べた。半檀家の分析をすることによって、近世から近代の流れの中で、単系的先祖祭祀が複雑な経緯をたどりながら成立してきた過程が明らかになったのである。

## 論文の審査結果の要旨

「家」は、通常理解によれば、直系的系譜性と一体性に特徴づけられ、一家して行う先祖祭祀にそれが最もよく示されると考えられている。しかし本論文は、一つの家に異なる寺を檀那寺とする個人が混在する「半檀家」という現象に注目し、近世の寺檀関係の記録である宗門改帳の数量的分析および寺檀争論の質的分析を行なって、一家一寺制と単系的先祖観の確立過程を実証的に明らかにした。それはすなわち上記のような特徴をそなえるに至る「家」の歴史的展開を論じたということでもある。

本論文では、まず「嫁や婿などの入家者が生家と強いつながりを持ち続ける民俗慣行」を例示して、本論文の主題は現代にもつながる日本家族の基本構造に関するものであり、その歴史的遡及のためには宗門改帳等の近世文書を分析する必要があることを述べている。次に近世の半檀家の地理的分布を日本地図上に示し、北陸、南関東、美濃、九州の4地域に半檀家が特に濃密に分布することを指摘する。続いてこのうちの北陸と美濃から宗門改帳が長期間連続して残存する3ヵ村を選び、データベースを用いた数量分析の結果、半檀家の減少がどの地域でも見られること、ただし減少に至る過程は一様ではないことを明示し、その過程を詳細に分析した。さらに寺檀争論に関する訴訟文書の読み込みを通して、事務的事情から一家一寺を推進したい村の論理と、由緒すなわち権益維持のため半檀家を存続させたい寺の論理との対立を描き出した。結論としては、入家者が生家の檀那寺を持ち込む「持込み半檀家」から、家を単位に複数寺院と関係を保つ「家付き半檀家」を場合によっては経て、「一家一寺」が成立するという枠組みを示し、一家して先祖を祭祀する近代的家を展望している。

本論文でもっとも評価できるのは、宗門改帳や寺檀争論に関する訴訟文書などの史料を詳細・入念に分析した実証部分である。半檀家研究ではこれまでに例の無い大量の宗門改帳の数量分析という方法は、全国分布が見られるという俯瞰性、時系列分析を可能にする歴史性、家単位ではなく個人や二者関係を単位として分析するというミクロ的視点を、この分野の研究に与えた。3ヵ村の時系列的かつミクロ的分析を行なった第4章と第5章は圧巻であり、半檀家研究の実証的水準を一挙に押し上げた功績は大きい。また、寺檀争論に関する訴訟文書などの地方文書を用いた背景分析を丹念に行ない、数量分析結果の解釈に厚みを加えていることも、本論文の強みである。

本論文の理論的貢献としては、「持込み半檀家」と「家付き半檀家」という概念を立てたことに加え、一見すると多様で錯綜した半檀家慣行の基底に、上位世代から下位世代への（跡式と檀那寺の）継承という論理があることを解明した点が挙げられる。

理論的にはさらに展開が可能であろう点も見受けられる。とりわけ、「生家との強いつながり」と言う場合の「生家」とは集団なのか父母との個人的関係をさすにすぎないのかという問題は残った。これは、単系的先祖祭祀の確立以前、祀られていたのは入家した個人だけなのか、その生家の先祖も含むのか、という問題にも通じる。せつかく二者関係の実証分析を行なったのだから、家と個人についての更なる理論的追究があってもよかった。

また、本論文の冒頭と結論では実証分析の直接の対象となった時代の前後、すなわち近世以前と近代についての見通しが述べられるが、その部分はさらなる検討を望みたい。

以上のような論文審査の結果、本論文は博士号に値する基準を十分に満たしていると判定した。